

2020年3月22日（日）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

【ポイント】

- 22日（日）午後、マラペ首相は国家非常事態を宣言しました。
- 同宣言には、23日（月）から14日間の休校、24日（火）から14日間の全ての国内線の停止、公共交通機関の停止、州と州の間の移動の禁止、が含まれています。
- 邦人の皆様におかれては、これら措置に十分ご留意の上、人々の混乱等に巻き込まれないよう、特に外出時には周囲の状況に注意を払う等、ご自身の安全を確保するようお願いいたします。

【本文】

22日（日）午後、マラペ首相は国家非常事態を宣言すると共に、以下の措置を講じる旨発表しました。

- 1 30日間の非常事態を宣言する。警察長官が、軍による支援の下、非常事態下の法秩序維持のために指揮を執る。
- 2 3月7日以降の入国者について、確認・検査・健康状態を確認する。3月7日以降の入国者及び当該入国者と接触した者はホットラインに連絡することが求められる。
- 3 国外からの国際線の停止に続き、24日（火）から14日間、全ての国内線を停止する。
- 4 3月24日（火）から14日間、公共交通機関を停止すると共に、州と州の間の移動を禁止する。許可された貨物と医療品、及び警察と軍のみが移動することが出来る。
- 5 各州知事、州行政長官、州警察長官、州保健当局が各州の拠点（control point）となる。
- 6 全ての民間企業の長は、安全な場所及び事業の実施を確保しなければならない。必須でないスタッフ（non essential staff）は14日間、自宅待機することが求められる。
- 7 教育省及び高等教育省は、第1学期の休校日を早め、3月23日（月）から14日間休校とすることが求められる。
- 8 徒歩又はカヌーによる越境は禁止され、国境地帯における警察・陸軍のプレゼンスが強化される。
- 9 銀行及び金融機関は、この間、PNGの経済諸政策を遂行する政府と共働するために動員される。
- 10 この非常事態の間、警察長官が発表する規制に違反する者は罰せられる。

※ 22日（日）、シンガポール保健省はHPにおいて、短期滞在が目的の入国及びトランジットを禁止すると発表しました。この入国制限措置は、23日（月）23時59分から実施されます。（但し、シンガポール国民、シンガポール永住権保持者、シンガポール長期滞在保有者の入国は可能）

○在シンガポール日本大使館HP

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※ 豪州政府は20日（金）21時以降、豪州国民以外のトランジットは原則許可しないと発表しています。

○在豪州日本大使館HP

https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在豪州日本大使館新型コロナウイルス情報発信用ツイッター

https://twitter.com/JapanEmb_AUS https://twitter.com/JapanEmb_AUS

※PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、PNG保健省ホットライン（+675-7196-0813）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し、今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

○PNG保健省HP

<https://www.health.gov.pg/subindex.php?news=1>

○PNG保健省フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/PNGNDOH/>

○WHO・PNG事務所フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/WHOPapuaNewGuinea/>

【その他関連のウェブサイト】

○首相官邸

（新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～）

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省HP（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省HP（感染症関連）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail： sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス： 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>